

審査基準表(100点満点)

審査事項	配点
1 事業全体の取組	
安濃交流会館に対する市民等の関心・興味の向上効果等	5点・3点・1点・0点
2 諸室の活用に係る事業計画	
まちづくり・健康・福祉など地域交流拠点としての位置づけ	
・ 安濃地域の交流拠点としての機能性	10点・7点・4点・1点
地域資源・人材・地場産業などの活用	
・ 安濃地域又は津市に対する経済的な効果等	10点・7点・4点・1点
事業スケジュール(事業開始までの期間含む)	
・ 事業に係る計画の具体性や実現性等	5点・3点・1点・0点
3 イベント等に係る事業計画	
・ イベント等による集客及び温浴施設への誘客効果	10点・7点・4点・1点
4 温浴施設との関連性	
温浴施設利用者の満足度向上	
・ 温浴施設利用者への優待策や利便増進策など満足度の向上効果	15点・10点・5点・0点
温浴施設利用者の拡大	
・ 温浴施設利用者の年齢層や利用圏域の拡大効果	15点・10点・5点・0点
5 事業の開始時期及び諸室の賃貸料	
企画提案事業の開始時期(配点:下記参照)	10点・7点・4点・1点
諸室賃貸料の見積額(配点:下記参照)	20点・15点・10点・5点
計	点

【評価基準】

各項目の評価点は、それぞれの重要度に応じた配点としています。

※ ⑤企画提案事業の開始時期の配点基準について

事業開始日を提案してください。なお、賃料は契約締結日から発生するものとします。

令和4年8月31日末で募集締切し、9月に決定し、10月1日に契約した場合

- ・ 令和4年10月1日から事業開始…10点
- ・ 同年10月2日から12月1日の期間に事業開始…7点
- ・ 同年12月2日から2月1日の期間に事業開始…4点
- ・ 同年2月2日から3月31日の期間に事業開始…1点

※ ⑤諸室賃貸料の配点基準について

- ・ 予定価格の1.8倍以上…20点
- ・ 予定価格の1.5倍以上1.8倍未満…15点
- ・ 予定価格の1.2倍以上1.5倍未満…10点
- ・ 予定価格の1.2倍未満…5点